

令和6年度

農業水利施設補修・補強調査検討業務

特別仕様書

東海農政局土地改良技術事務所

項 目	内 容	備 考								
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所及び業務概要) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条</p>	<p>令和6年度農業水利施設補修・補強調査検討業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（令和6年3月改正）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【頭首工編】（案）について、次回改訂の基礎資料のために、頭首工エプロン部のモニタリング調査を実施するものである。</p> <p>本業務の対象施設の場所及び業務概要は、下表及び別添図面に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 898 1302 1043"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>対象施設</th> <th>場 所</th> <th>業務概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野洲川沿岸地区</td> <td>水口頭首工 洪水吐エプロン</td> <td>滋賀県甲賀市 水口町新城地 先</td> <td>モニタリング調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、行程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等 	地区名	対象施設	場 所	業務概要	野洲川沿岸地区	水口頭首工 洪水吐エプロン	滋賀県甲賀市 水口町新城地 先	モニタリング調査	
地区名	対象施設	場 所	業務概要							
野洲川沿岸地区	水口頭首工 洪水吐エプロン	滋賀県甲賀市 水口町新城地 先	モニタリング調査							

項 目	内 容	備 考																	
<p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p> <p>(担当技術者) 第1-8条</p> <p>(配置技術者の確認) 第1-9条</p>	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 3 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 <p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="399 712 1300 1220"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業農村工学 農業-農業土木 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業農村工学 農業土木</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川、砂防及び海岸・海洋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日ごとに業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。 	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業農村工学 農業-農業土木 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 建設-鋼構造及びコンクリート	農業	農業農村工学 農業土木	建設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		河川、砂防及び海岸・海洋		鋼構造及びコンクリート		
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	農業-農業農村工学 農業-農業土木 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 建設-鋼構造及びコンクリート																	
	農業	農業農村工学 農業土木																	
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート																	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																		
	河川、砂防及び海岸・海洋																		
	鋼構造及びコンクリート																		

項 目	内 容	備 考																												
<p>(保険加入) 第1-10条</p> <p>第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条</p> <p>(作業条件) 第2-2条</p>	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を適用するものとする。 なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="405 611 1297 965"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改正)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>令和6年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>令和5年4月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成27年11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モニタリング調査の実施にあたっては、事前に調査方法、調査位置及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。 2 モニタリング調査計画を検討した結果、調査内容に変更又は追加が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。 3 モニタリング調査を行う時期は下表に示す期間を予定しているが、施設内へ立入る日程等の詳細については、監督職員と打ち合わせた後に実施するものとする。 <table border="1" data-bbox="400 1429 1292 1538"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>施設名</th> <th>作業予定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野洲川沿岸地区</td> <td>水口頭首工 洪水吐エプロン</td> <td>令和6年11月の うち1週間程度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 4 モニタリング調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 5 道路及び歩道の使用にあたっては、道路管理者等の許可を得るものとする。 6 道路管理者等との協議の結果、交通誘導警備員が必要となった場合は、監督職員と協議の上、必要となる人員を配置するものとする。 7 モニタリング調査は、水替え工によりエプロン内の溜水を排水した状態での調査を想定しており、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 <p>また、調査計画図に示す水準測量外周測点及び流水方向1測線の座標管理を行うものとする。</p> <p>なお、水準測量に使用する標尺は、mm単位の読み取りが可能であり、微細な段差計測が可能にするため、標尺先端に鋸を取り付けたものを使用するものとする。</p>	番号	名 称	発 行 所	制定(改正)年月	1	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	農林水産省農村振興局	令和6年3月	2	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月	3	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局	平成28年8月	4	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月	地区名	施設名	作業予定時期	備考	野洲川沿岸地区	水口頭首工 洪水吐エプロン	令和6年11月の うち1週間程度	—	
番号	名 称	発 行 所	制定(改正)年月																											
1	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	農林水産省農村振興局	令和6年3月																											
2	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月																											
3	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局	平成28年8月																											
4	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月																											
地区名	施設名	作業予定時期	備考																											
野洲川沿岸地区	水口頭首工 洪水吐エプロン	令和6年11月の うち1週間程度	—																											

項 目	内 容	備 考																																				
<p>(対象施設) 第2-3条</p> <p>(参考図書) 第2-4条</p> <p>(貸与資料) 第2-5条</p> <p>(参考図書及び貸与資料等の取り扱い) 第2-6条</p>	<p>8 モニタリング調査にあたり、有識者（農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門）から現地で指導・助言を頂き進める予定であり、詳細は監督職員と協議するものとする。</p> <p>9 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>本業務においてモニタリング調査を実施する施設は、別紙1「対象施設一覧表」に示すとおりである。</p> <p>本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、下表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 714 1299 927"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>図 書 名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制 定 年 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針 2022</td> <td>(公社) 日本コンクリート工学会</td> <td>令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>コンクリート診断技術 '24</td> <td>(公社) 日本コンクリート工学会</td> <td>令和6年3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸与資料は、下表によるものとする。 貸与資料以外に必要な資料等がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 1167 1299 1626"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>報 告 書 名</th> <th>発注機関</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成31年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書</td> <td>東海農政局土地改良技術事務所</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和2年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書</td> <td>東海農政局土地改良技術事務所</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和3年度農業水利施設補修・補強とりまとめ業務 報告書</td> <td>東海農政局土地改良技術事務所</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和4年度農業水利施設補修・補強資料作成業務 報告書</td> <td>東海農政局土地改良技術事務所</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>令和5年度農業水利施設補修・補強調査検討業務 報告書</td> <td>東海農政局土地改良技術事務所</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、作業中に改正された場合には、監督職員と協議するものとする。 	番号	図 書 名 称	発 行 所	制 定 年 月	1	コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針 2022	(公社) 日本コンクリート工学会	令和4年6月	2	コンクリート診断技術 '24	(公社) 日本コンクリート工学会	令和6年3月	番号	報 告 書 名	発注機関	数 量	1	平成31年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部	2	令和2年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部	3	令和3年度農業水利施設補修・補強とりまとめ業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部	4	令和4年度農業水利施設補修・補強資料作成業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部	5	令和5年度農業水利施設補修・補強調査検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部	
番号	図 書 名 称	発 行 所	制 定 年 月																																			
1	コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針 2022	(公社) 日本コンクリート工学会	令和4年6月																																			
2	コンクリート診断技術 '24	(公社) 日本コンクリート工学会	令和6年3月																																			
番号	報 告 書 名	発注機関	数 量																																			
1	平成31年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部																																			
2	令和2年度農業水利施設補修・補強検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部																																			
3	令和3年度農業水利施設補修・補強とりまとめ業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部																																			
4	令和4年度農業水利施設補修・補強資料作成業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部																																			
5	令和5年度農業水利施設補修・補強調査検討業務 報告書	東海農政局土地改良技術事務所	1部																																			

項 目	内 容	備 考
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> <p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条</p>	<p>3 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。 資料収集、聞き取り調査を実施した際は、実施した日時、相手方の担当者名、収集した資料、聞き取り内容等を整理し、報告書に添付するものとする。</p> <p>本業務の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モニタリング調査は、構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、詳細な調査位置等については、監督職員と打合せの上、決定するものとする。 2 モニタリング調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 3 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 4 モニタリング調査の実施にあたっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 5 モニタリング調査の各工程（準備、後片付けを含む。）について、実施状況が把握できるように写真撮影を行い記録するものとする。 6 総合的な考察及び判定は、管理技術者が現状を十分に把握したうえで行うものとする。 <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信頼性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、上記1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 	

項 目	内 容	備 考						
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>(施設管理者に係る打合せ) 第4-2条</p>	<p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は上記3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ(モニタリング調査計画作成段階) 第3回 中間打合せ(モニタリング調査結果とりまとめ段階) 第4回 中間打合せ(摩耗量の検証及び今後の実施計画(案)の作成) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>モニタリング調査計画の作成において、事前踏査前に施設管理者等との打合せを行うものとする。 打合せ場所については、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 1753 1302 1861"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>開催場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>野洲川土地改良区 (滋賀県甲賀市水口町)</td> <td>日帰り</td> </tr> </tbody> </table>	回数	開催場所	備考	1回	野洲川土地改良区 (滋賀県甲賀市水口町)	日帰り	
回数	開催場所	備考						
1回	野洲川土地改良区 (滋賀県甲賀市水口町)	日帰り						

項 目	内 容	備 考						
(有識者に係る 打合せ) 第4-3条	<p>令和5年度の摩耗量調査(初期値測定)と今回の摩耗量調査(1年経過後)から各対策工法の摩耗量の検証を行い、今後の実施計画(案)の作成において、有識者から意見の聞き取りを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="400 369 1302 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 369 616 405">回数</th> <th data-bbox="616 369 1086 405">開催場所</th> <th data-bbox="1086 369 1302 405">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 405 616 510">1回</td> <td data-bbox="616 405 1086 510">農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)</td> <td data-bbox="1086 405 1302 510">日帰り</td> </tr> </tbody> </table>	回数	開催場所	備考	1回	農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り	
回数	開催場所	備考						
1回	農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り						
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)正副2部 2 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 							
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号 東海農政局土地改良技術事務所</p>							
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 2 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 3 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 4 第4-1条、第4-2条及び第4-3条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 5 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 6 履行期間に変更が生じた場合。 7 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 8 その他 							
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>							

別紙1 対象施設一覧表

[地区名] 施設名	施設概要		備考
	対象工法等	数量	
[野洲川沿岸地区] 水口頭首工 洪水吐エプロン	弾性板工法：329 m ² 普通コンクリート工法：325 m ²	654 m ²	平成19年度施工

別紙2 作業項目内訳表（1/2）

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1 資料検討	貸与資料をもとに、過年度に作成したモニタリング計画に基づき作業計画を立案する。	1式	設計	
2 現地踏査	資料検討で得られた情報を参考に、遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。	1施設	調査	
3 モニタリング調査計画の作成	貸与資料及び現地踏査の結果等から、耐摩耗性及び耐衝撃性の検証に必要なモニタリング調査計画書を作成する。	1式	設計	
4 高圧洗浄工	対象施設において、吐出圧力14.7Mpaの高圧洗浄機によるエプロンの洗浄を行う。	654 m ²	調査	
5 水替工 (バキューム併用)	バキューム車と排水ポンプを併用してエプロン溜水の排水を行う。 また、エプロン上に堆積した土砂をバキューム車及び人力により撤去する。 ※溜水及び土砂の排出先はエプロン下流端（護床工）とする。 排水量：250m ³ 堆砂排出量：10m ³	1式	調査	
6 モニタリング調査				
6-1 近接目視	対象施設について、対象工法毎に目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、剥離、欠損、浮き、変形等計測、目地劣化、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	654 m ²	調査	
6-2 摩耗量調査	対象施設について、調査計画書に基づき下記の資料を作成する。	1式	調査	
6-2-1 コンター図作成	過年度調査と同位置でメッシュ水準測量（1.0m×1.0m、864測点）を行い、コンター図を作成する。	1式	調査	

別紙2 作業項目内訳表 (2/2)

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
6-2-2 段彩図作成	<p>(1) 標定点設置 タブレット端末等にインストールした3Dスキャンアプリケーションにて、データを読み込むために2mメッシュ程度に標定点(10cm×10cm程度)の設置を行い、ブロック分割を行う。</p> <p>(2) 標定点計測 分割したブロック毎のデータの合成を行うため、標定点間の距離、標高を計測する。</p> <p>(3) データ取得 設置した標定点毎にタブレット端末等にインストールした3Dスキャンアプリケーションにて、データを取得する。 なお、データ取得作業時において、段彩図作成に影響がないように影が映りこまないように注意する。</p> <p>(4) 取得データの合成(補正) 取得したデータをパソコンで読み込み、座標等の補正を行う。</p> <p>(5) 段彩図作成 補正を行ったデータを用いて段彩図の作成を行う。</p>	1式	調査	
7 摩耗量の検証及び今後の実施計画(案)の作成	<p>令和5年度に実施した摩耗量調査結果及び作業項目6-2の摩耗量調査結果を基に各対策工法の摩耗量の検証を行うとともに、有識者(農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門)から意見を聞き取り、令和5年度業務で作成した実施計画(案)へ反映させた実施計画(修正案)を作成する。</p>	1式	設計	
8 点検とりまとめ	<p>各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行うものとする。</p>	1式	設計	